

これまでに設定された中山間地域等直接支払交付金の都道府県特認地域及び特認基準について(概要)

NO	都道府県	8 法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
1	北 海 道	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	三方又は四方が 5 法地域(海を含む。)に囲まれ、かつ、次の 1 又は 2 の基準のいずれかを満たす旧市町村 1 専業農家率が55%以上、かつ、耕地率が20%以上、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DID(人口集中地区)を除く。 2 専業農家率が55%以上で、かつ、次のア、イの要件を満たすこと ア 耕地率20%未満で、条件不利農用地の面積が85%以上 イ 旧市町村が存在せず、地域の形成発展過程から DID と農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、その区分された農村地域について、次の(ア)、(イ)の要件を満たすこと。 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 (イ) 人口減少率(平成 2 年～ 7 年)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	①傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田 ③草地比率が高い(70%以上)の市町村の草地 ④高齢化・耕作放棄率の高い農地	
2	青 森	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	次のア又はイに該当し、DID(人口集中地区)を除いた地域(旧市町村、集落) ア 4 法地域に隣接し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) 次の a から c までのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が22%(県平均)以上 b 耕作放棄率が田で2.2%(県平均)以上又は耕地全体で3.5%(県平均)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下 イ 4 法地域に隣接しない場合、上記アの(ア)及び(イ)の要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 人口減少率(平成 2 年～ 7 年)が3.5%以上又は人口密度150人/km ² 未満	①急傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田 ③高齢化率・耕作放棄率の高い農地 ④緩傾斜農用地	
3	岩 手	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 8 法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件を満たすこと ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DID からの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～ H7)が3.5%以上で、かつ密度150人/km ² 未満	8 法指定地域と隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域(旧市町村単位又はセンサス集落)。 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 イ DID 地区を含まない地域 ウ 人口減少率(H 2 ～ H 7)が3.5%以上又は人口密度150人/km ² 未満若しくは当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(センサス集落での指定の場合は財政力指数を除く)	①急傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田	

NO	都道府県	8法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
4	宮 城	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 8法指定地域に接さず、次のアからウの要件のすべての要件を満たす地域(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	8法指定地域に接し、次のア～ウまでの要件のすべてを満たす地域(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ 該当地域にDID地区なし ウ 人口減少率が3.5%以上、又は人口密度150人/km ² 未満、若しくは市町村財政力指数が0.42以下、あるいは耕作放棄率が8法指定地域と同等以上の地域	①急傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田 ③緩傾斜農用地 ア 急傾斜農用地と流域で連担する農用地 イ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地 ④高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
5	秋 田	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 4法指定地域に隣接せず、次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村、集落) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	4法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口の減少率(平成2年から7年)が3.5%以上又は人口密度が150人/km ² 未満若しくは当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(センサス集落単位の指定の場合、4法指定地域との隣接は、旧市町村単位で判断し、「当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域」の要件は除く)	①急傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田 ③緩傾斜農用地 ・急傾斜農用地と連担する農用地 ・緩傾斜農用地に別の農業条件不利が加わる場合 ア 高齢化率(30%以上)・耕作放棄率(田5%以上、畑・草地10%以上)が高い イ 狭隘な沢部の小区画水田 ④高齢化率(40%以上)・高齢化率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地	
6	山 形	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	次のア又はイに該当する地域(旧市町村又はセンサス集落) ア 8法地域に隣接し、次の(7)から(9)の要件を満たす地域 (7) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (8) DID(人口集中地区)を含まない地域 (9) 次のaからcまでのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が24%(県平均)以上 b 耕作放棄率が田で0.7%(県平均)以上又は耕地全体で2.5%(県平均)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下 イ 8法地域に隣接しない場合、上記アの(7)から(9)までの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 人口減少率(平成2年～7年)が3.5%以上又は人口密度150人/km ² 未満	①急傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田 ③急傾斜農地と連担した緩傾斜農用地	

NO	都道府県	8 法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
7	福 島	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	① 3 法地域に地理的に接し、次の a から c のすべての要件を満たす地域(旧市町村) a 平成 2 年の農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 b DID 地区を含まない c 人口減少率(平成 2 年から平成 7 年)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満又は農業就業人口における高齢化率が全国平均(46.3%)以上若しくは耕作放棄率が全国平均(3.8%)以上 ② 過疎地域に準ずる地域(準過疎地域)(福島県市町村振興基金条例による) ア 財政力指数の平均値(S 61～63)が0.44以下で、次のいずれかに該当する町村 a 人口減少率(S 35～60)が20%以上25%未満 b 人口減少率(S 35～60)が15%以上20%未満で65歳以上人口比率(S 60)が12%以上 c 人口減少率(S 35～60)が15%以上20%未満で15歳以上30歳未満人口比率(S 60)が20%以下 イ 財政力指数の平均値(S 62～H 1)が0.44以下で、かつ人口減少率(S 40～H 2)が20%以上25%未満である町村 ウ 財政力指数の平均値(S 63～H 2)が0.44以下で、次のいずれかに該当する町村 a 人口減少率15%以上20%未満で、65歳以上人口比率(H 2)が12%以上 b 人口減少率15%以上20%未満で、15歳以上30歳未満人口比率(H 2)が20%以下 ③ 次の a から c のすべてを満たす地域(旧市町村又はセンサス集落) a 農林地率75%以上 b 農業従事者割合10%以上 c 高齢化率16%以上又は若年者人口割合が16%以下	①急傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田 ③緩傾斜農用地 ④高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田 8 %以上、畑15%以上)の高い農地	
8	茨 城	—	—	県北西部地域のうち、地域振興立法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、次のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が25%以上又は農林地率が75%以上 イ DID を含まない地域 ウ 若年者比率が19%未満	①傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田 ③高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
9	栃 木	—	地域振興立法 3 法(特定・山振・過疎)指定地域に隣接する農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	急傾斜農用地	

NO	都道府県	8法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
10	群馬	—	—	① 地域振興立法一部指定市町村の指定外地域で、次の要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が県平均以上で、農林業への依存度が高い地域 イ 高齢化率が県平均を上回り、今後の農用地の保全が懸念される地域 ウ 全農用地に占める水田の比率が3割程度あり、そのうち1/20以上の急傾斜農用地が過半を占め、水田の保全が困難になることが懸念される地域 ② 農林統計上の市町村単位の中山間地域で、次のうち2以上の要件を満たす市町村 ただし、DID(人口集中地区)を含む旧市町村単位の地域は除く。 ア 特定農山村法、山村振興法、過疎法のいずれかの地域に隣接し、かつ広域的な中山間地域対策の観点から一体的な支援が特に必要な市町村 イ 農林業従事者割合が県平均以上で、農林業への依存度が高い市町村 ウ 耕作放棄率が12%以上で、今後も耕作放棄の増加が懸念される市町村 エ 全農用地に占める水田の比率が3割程度あり、そのうち1/20以上の急傾斜農用地が過半を占め、水田の保全が困難になることが懸念される市町村	①急傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田	
11	埼玉	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	①急傾斜農用地 ②自然条件により小区画・不整形な田 ③緩傾斜農用地 ④高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
12	千葉	—	—	—	—	
13	東京	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	①傾斜農用地 ②高齢化・耕作放棄率の高い農地	
14	神奈川	—	—	—	—	

NO	都道府県	8 法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
15	新 潟	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと (旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DID からの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H 2～H 7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	特別豪雪地帯	① 急傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田 ③ 緩傾斜農用地 ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
16	富 山	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	急傾斜農用地	
17	石 川	—	—	地域振興 5 法地域に隣接している旧市町村の範囲にあって 1 又は 2 のいずれかに該当する地域であり、かつ、3 の要件を満たす地域 1 過去10年間の人口が減少し、かつ林野率が75%以上又は耕地の傾斜が1/20以上の割合が50%以上の集落 2 過去10年間の人口減少率が10%以上及び地域振興立 5 法地域又は上記 1 に隣接する集落 3 耕作放棄率及び農業従事者割合が、地域振興 5 法の適用を受ける県内地域全体の率及び割合以上	① 急傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田 ③ 緩傾斜農用地 ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
18	福 井	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと (旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DID からの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H 2～H 7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	—	① 急傾斜農用地 ② 小区画・不整形な田 ③ 急傾斜農地と連担している緩傾斜農用地	

NO	都道府県	8 法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
19	山 梨	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	DID(人口集中地区)以外の地域で、次のアからオまでの要件のうち 3 つ以上の要件を満たす地域。ただし、農林統計上の中山間地域に隣接する地域に限る。(旧市町村又は農業集落単位) ア 農林業従事者割合が10%以上 イ 農林地率が75%以上 ウ 耕作放棄率が全国平均以上又は耕作放棄率上昇度が0.5ポイント以上 エ 農業従事者高齢化率が30%以上 オ 当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(農業集落で指定する場合は本要件を除く)	① 傾斜農用地 ② 小区画・不整形の田 ③ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
20	長 野	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	次の a 又は b に該当する地域 a 法指定地域に隣接する旧市町村において、次のア、イの要件を満たす地域。ただし、DID(人口集中地区)を除く。 ア 15歳以上の人口(新市町村)に対する農林業従事者の割合が12%以上 イ 人口8万人以下の旧市町村 b 法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のア、イ、ウの要件をすべて満たす地域 ア 15歳以上の人口(新市町村)に対する農林業従事者の割合が15%以上 イ DID を含まない旧市町村 ウ 人口5万人以下の旧市町村	① 急傾斜農用地 ② 急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地 ③ 自然条件により小区画・不整形な田	
21	静 岡	—	農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	急傾斜農用地	
22	岐 阜	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	① 傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田 ③ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
23	愛 知	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	① 急傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田 ③ 緩傾斜農用地 ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
24	三 重	—	農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	① 急傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田 ③ 緩傾斜農用地 ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	

NO	都道府県	8 法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
25	滋 賀	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウまでの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上 ウ 人口の減少率(平成2年～7年)が3.5%以上で、かつ人口密度が150人/km ² 未満であること	昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村法施行令第1条第1項に掲げる1から4の要件を満たす地域 1 次のいずれに該当 ① 田の面積のうち勾配が1/20以上の土地にある田の面積比率が50%以上で、耕地の面積のうち田の面積の占める比率が33%以上又は、畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある畑の面積比率が50%以上で、耕地の面積のうち畑の面積の占める比率が33%以上。 ② 林野率が75%以上 2 耕地面積と林野面積の計が総土地面積の81%以上又は農林業従事者割合が10%以上 3 既成都市区域及び近郊整備区域でないこと 4 人口10万人未満	① 急傾斜農用地 ② 緩傾斜農用地	
26	京 都	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DID からの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	—	① 傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田 ③ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	
27	大 阪	—	—	—	—	
28	兵 庫	—	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DID からの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	—	急傾斜農用地	

NO	都道府県	8法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
29	奈 良	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと (旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	—	急傾斜農用地	
30	和 歌 山	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	急傾斜農用地	
31	鳥 取	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	① 急傾斜農用地 ② 急傾斜農用地と物理的に連担する緩傾斜農用地	
32	島 根	—	農林統計上の中山間地域(旧市町村)	島根県中山間地域活性化基本条例に規定された中山間地域 1 辺地地域 当該地域の中心を含む5km ² 以内の人口が50人以上で、駅、学校、役場、医療機関等までの距離の1日平均運行回数等を点数化した辺地点数が100点以上の地域 2 特定農山村地域に準ずる地域 農林業従事者割合10%以上又は農林地率81%以上で、かつ、林野率75%以上 3 過疎地域に準ずる地域 高齢化比率が25%以上又は若年者比率13%以下で、DIDを含む旧市町村は除く。	① 急傾斜農用地 ② 急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地	
33	岡 山	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと (旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	—	急傾斜農用地	

NO	都道府県	8法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
34	広 島	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	① 急傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田	
35	山 口	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域のうち、農 林業従事者割合が10%以上又は農林 地率が75%以上、かつ、人口の減少 率3.5%以上で人口密度150人/km ² 未 満(旧市町村単位)	—	① 急傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田	
36	徳 島	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	急傾斜農用地	
37	香 川	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	急傾斜農用地	
38	愛 媛	—	農林統計上の中山間地域(旧市町村)	8法地域に隣接する旧市町村にあって、次のア～オの要件の うち、3つ以上の要件を満たす地域(旧市町村、大字、センサ ス集落の順に適用)。ただし、DID(人口集中地区)を除く。 ア 農林業従事者割合が10%以上 イ 農林地率が75%以上 ウ 農業従事者高齢化率が39.3%以上 エ 耕作放棄率が9.4%以上 オ 耕地面積に占める急傾斜農用地の割合が50%以上	急傾斜農用地	
39	高 知	—	① 8法地域と地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと (旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又 は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5 %以上で、かつ人口密度150人/ km ² 未満	—	① 傾斜農用地 ② 自然条件により小区画・不整形な田 ③ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	

NO	都道府県	8法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
40	福岡	—	① 8法地域と地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	次の a 又は b に該当する地域(旧市町村、センサス集落) a 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DID を含まない地域 ウ 人口減少率(平成2年から平成7年)が3.5%以上又は人口密度150人/km ² 未満若しくは高齢化率27%以上(県内8法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 法指定地域に隣接しない場合、上記 a のア及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率27%以上で、かつ人口減少率(平成2年から平成7年)が3.5%以上又は人口密度150人/km ² 未満の地域	①急傾斜農用地 ②急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地	
41	佐賀	—	① 傾斜農地を有し、地域振興立法の指定地域と山で接する旧市町村(8法地域と自然条件が連続する集落に限定) ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	①急傾斜農用地 ②緩傾斜農用地	
42	長崎	—	① 8法地域に接する旧市町村にあり、自然条件が連続し、かつ急傾斜農地を有する集落 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	急傾斜農用地	
43	熊本	—	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村)	—	急傾斜農用地	
44	大分	—	① 8法に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DID からの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	—	急傾斜農用地	

NO	都道府県	8法地域	8 法 外 地 域			備 考
		農用地の基準	地 域 の 基 準		農 用 地 の 基 準	
			ガイドラインに基づくもの	独 自 の 基 準	(通常基準の範囲内)	
45	宮 崎	—	① 8法に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと (旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	—	急傾斜農用地	
46	鹿 児 島	奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島内の1つの市町村内の農用地であって、当該市町村の離島部に存することにより農業生産条件の悪いもの	① 8法に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと (旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H2～H7)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km ² 未満	—	急傾斜農用地	
47	沖 縄	遠隔離島農地	—	—	—	
計		2	40	17	43	